科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号: 3 2 6 1 8 研究種目: 若手研究(B) 研究期間: 2011~2016

課題番号: 23730467

研究課題名(和文)在宅介護サービスの日英比較:自律的なケア関係を支える制度的条件

研究課題名(英文) The comaparative study of home care work in UK and Japan

研究代表者

山根 純佳 (Yamane, Sumika)

実践女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号:80581636

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文):本研究では,イギリスのコミュニティケア改革以後の在宅介護home care,日本の介護保険制度以後の訪問介護労働を対象に、準市場型システムが在宅介護労働に与える影響について明らかにした.両国とも「生産効率性」がサービスの短時間化と低価格化によって達成されており,結果として最低賃金をわずかに上回る程度の民間の在宅介護労働をうみだしている.また重度者への「重点化」政策のなかで,短時間の業務的ケアが増加し,関係性の構築をベースにしたケア提供を不可能にしている.準市場システムでは,政府によるサービス資源配分のコントロールが「ケア労働の質」を低下させている.

研究成果の概要(英文): This study analyzed the effect of quasi-market system on the working conditions of home care work for the elderly, focusing on the home care under the National Health Service and Community Care Act 1990 in UK and under the Long-term Care Insurance in Japan. To improve the efficiency in quasi-market, the both governments have shorten the time duration of service and lowered the price of service and created the low pay work in the independent sector. the policies, which provides the service focusing on the elderly in severe conditions, have created the "time and task base" service and made it difficult to offer home care service based on the good relations between the home care workers and the service users. The government control of resource allocation under the quasi-market systems deteriorates the "quality of care works."

研究分野: 社会学

キーワード: 在宅介護労働 準市場 日英比較 ケア労働の質

1.研究開始当初の背景

これまで日本とイギリスは、官から民へ (福祉多元化) 施設から在宅へ、「準市場 quasi-market」(公の費用負担・規制と市場 原理)による介護労働市場の形成という点で 共通した政策展開をたどってきたが、この 「利用者本位」のケアをめぐっては、近年イ ギリスの政策に大きな変化が出てきている。 それが「ケアの個人化 personalization of care」をスローガンに進められている、ダイ レクト・ペイメント(以下、DP)という利用 者への現金給付方式である。利用者は、市場 取引をとおしてケアワーカーをパーソナ ル・アシスタント(以下 PA)として直接雇用 することでサービスを購入する。欧米では 「専門家主導のケア」を脱却し、障害者の「自 己決定・選択」「ケアの自律」を支える政策 として広がっており(岡部2008) イギリス では1997年に障害者へのDPが制度化、2000 年代中盤から高齢者介護にも拡大されてい る(Morris 2005)。こうした「ケアの個人化」 政策は、これまで行政が担ってきたマネジメ ント、サービスプランの作成等を利用者にア ウトソーシングするものであり、財源の縮小 という政策側の動機とも適合している。

一方日本の介護保険制度は、行政による「措置」から「契約」への移行によって、利用者をサービス契約主体として位置づけた。ただしサービス現物給付方式をとる日本では、サービス内容は、ケアマネジャーが作成するケアプランに沿って制度的に決定されており、サービス内容に対する利用者のはい。日本でも、増加し続けるサービス費用の抑制が求められており、サービス費用の効率化と「利用者ない、サービス費用の効率化と「利用者位のケア」を追求したイギリスの政策に今後注目が集まると考えられる。

しかしこうした利用者の契約と選択にも とづく「ケアの自律」を追求した制度は、ケ アワーカーの権利という点からは慎重な検 討が必要である。イギリスの DP による直接 雇用関係では、ニーズへの即時的な応答を可 能にする点でケアワーカーに労働満足を与 えている一方、サービス残業の増大や賃金の 低下を招いていると指摘される(Ungerson 2004)。こうした現象は、申請者が調査して きた日本の「個別ケア」の実践現場でも起こ っている(山根 2010; 2005)。 つまり現状で は、専門家主導、行政主導のケアへの批判か らうみだされた利用者の「ケアの自律」が、 ケアワーカーの犠牲、「他律化」のもとで達 成されている。こうした背景から本研究では、 準市場における在宅介護労働の実態と,また 市場化がすすむなかでの労働条件の変化に ついて,日本とイギリスの比較検討をおこな うこととした.

2.研究の目的

準市場論の理論的支柱となっているル・グ

ラン (Le Grand 1993) らは, 準市場のメリ ットを「生産効率性の上昇」利用者への「応 答性の向上」,利用者の「選択肢の拡充」,誰 でも利用できる「公平性」の確保として定義 した.最小のコスト投資で,利用者の選択を とおして質のよいサービスの確保をおこな うことができたとき,準市場は成功したとみ なされる.こうした理論構成では,公(中央・ 地方政府),利用者,供給主体という3つの アクターの相互作用とアウトカムとして「ケ アの質」が考慮されているが, 雇用者と労働 者の関係,また「労働の質」と労働力再生産 についての理論が抜け落ちている.また労働 の質にかかわる部分として「生産効率性の向 上」と利用者への「応答性」が準市場におい て両立しうるのかも検証されていない.そこ で本研究では ((準)市場における労働力再 生産のための「労働の質」と利用者-労働者 間の関係性に焦点をあて,準市場における在 宅介護労働の現状について考察することを 試みた.

3.研究の方法

準市場の特徴を,1)財源と供給の分離, 2)公的管理のもとでの市場原理,3)利用 者の選択としてとらえ, イギリスの 1990 年 (1993年施行)のコミュニティ・ケア改革以 後の在宅介護 home-care について,日本の 2000 年の介護保険制度以後の訪問介護労働 の変化について分析した. イギリスについて は在宅介護に関する各種統計資料,労働組合 の報告書, 先行研究をもとに, イングランド の政策を主に考察した.日本については各種 統計資料,都内35事業所のヘルパーを対象 とした質問紙調査(サンプルサイズ827)と, 3事業所での聞き取り調査(18 ケース)のデ ータから,介護保険内サービスと保険外サー ビスの比較をおこなった.特に,政府・自治 体によるサービスの購入プロセスやサービ ス給付の構造が,在宅介護労働の労働条件と 利用者-労働者間の相互行為に与える影響に 照準した.

4. 研究成果

1)日本

れている.一方で介護保険外サービスについては,利用者の話しを聞いたり,保険内で関いたり,保険内で関いたいできないニーズに応えることができ,「関係性」を基礎にしたサービス提供が可能られる。この答性を「サービスの質」,利用者とのよいな関係性のもとでの業務の遂行を「サービスの質」もしているといえる。の質」も低下しているといえる人のないで動いては,公的介者にとっての外サービスについては,公的介者にとっての格で動いているため,利用者にとっての工と、公平性」は担保されえない.

また準市場は,利用者の選択をとおして質 のよいサービスが選ばれる「競争原理」をと おした質の管理を目指すものである.特に多 元的供給システムのもとで、セクター間(公 的サービス/営利/非営利)の競争が起こる ことが想定されている.しかし日本の介護保 険制度では「生活援助」と「身体介護」でサ ービス単価に差が設けられており,単価が事 業所の収入と労働者の給与に反映される設 計となっている.そのため供給の多元化のも とで,営利企業は相対的安価な生活援助を忌 避し、身体介護を引き受けるクリーム・スキ ミング(いいとこどり)をおこなっている. 一方で,公的サービスや市場サービスで満た されないニッチ (隙間的)ニーズに応えるこ とを動機としてきた非営利事業体は,新たな ニッチとして生活援助の提供に自らの役割 を見いだしている . 少なくとも生活援助につ いて,営利企業が「サービスの質」を競う動 機をもつことはありえず,利用者の選択をと おした質の淘汰は起こりえない.生活援助に 比べてより短時間の身体介護の件数をより 多く引き受けることが,利潤の最大化だけで なく,人件費を確保し労働力を維持すること にもつながる.

2)イギリス

イギリスにおいても,こうした「時間内で の業務化 time and task」されたケアが拡大 している.

イギリスでは 70 年代には,高齢者の在宅サービスは地方自治体の直営で,家事援助中心のホームヘルプとしておこなわれてきた.

一方,コミュニティ・ケア改革では,在宅ケ ア優先の方針のもと,地方自治体の施設の閉 鎖や削減がすすみ、重度の利用者への 24 時 間のケアのニーズを抱えた利用者が地域で の介護を受けることになる.ここでホームへ ルプ (home help) は,身体介護や医療的ケ アをともなう在宅介護(ホームケア home care)として再定義された.在宅介護利用者の 人数自体は減り, 重度の利用者に集中的に提 供する傾向が強まったが、利用者の重度化に 伴い,実用的ケアよりも医療的ケアが重視さ れ,15分の短時間のケアや時間外のケアが増 加した (Hardy and Wistow 1999). 以上の 家事援助から重度の身体介護への移行に伴 う「短時間化」は,仕事への満足感と同時に 「応答性」を制約している.2003 年にイン グランドでは利用者のニーズレベルが4つ の範囲(重度,やや重度,中程度,軽度)に 分けられたが, ほとんどの自治体が, 給付資 格を「やや重度」の利用者に限定した.H. Land らによれば,かつて「自治体に雇用さ れていたケアワーカーは,決してよい賃金を 支払われていなかったが,自分たちの仕事に 誇りをもち,利用者とのよい関係を楽しんで いた」が,現在のホームケア労働者は,規定 の業務リストを与えられ、15分の短時間ケア の提供を求められ,利用者ニーズに応える能 力を低下させている(Land and Himmelweit 2010:17).

またイギリスでは日本のようにサービス の公定価格はなく,地方自治体との契約をめ ぐって, 事業者同士が競争にさらされること になる. 地方自治体と事業者の契約方法とし て,出来高払いの「スポット契約」の占める 割合が多く,事業者側の収入を不安定にして いる. 概して, 地方自治体は事業者との交渉 では優位な立場にあるといわれている.サー ビス購入価格が下がれば,その影響は介護労 働者の賃金にも及ぶ .英国在宅介護協会(UK Home Care Association)の調査では,多く の自治体がスポット契約をおこなうため,労 働者の労働時間を保証することができない. そのため職員が定着せず,他産業にうつる労 働者も多い.また,労働者が介護サービス事 業者の間を渡りあるくジョブホッピングが 広く認められるとする.在宅介護労働の特徴 は「低い賃金,不安定な雇用,(労働)時間 保障の欠如」であり、訪問介護労働者の供給 源は家庭の主婦であり,介護労働は家庭の家 事の延長とみなされている.

イギリスにおける在宅介護の大きな変化は、「ケアの個人化」のスローガンのもとですすめられたバウチャー制度の導入である.1996年コミュニティケアとダイレクト・ペイメント法(Community Care DirectPaymentsAct1996)によって、利用者への直接給付(Direct Payment, DP)が制度化された.施行当初は18歳以上64歳以下の障害者が対象であったが、2000年には65歳以上の高齢者にも適用が開始される.給付さ

れた利用者は,自らが雇用主となってパーソ ナル・アシスタントを雇用することができる. 2005 年労働党政権期には「パーソナライゼ ーション Personalisation」の方針がだされ, アセスメントに基づいて配分された予算の なかで利用者がサービスを選択できる個人 予算(Personal Budget, PB) が創設された. これによって、ケアマネジャーではなく利用 者本人が,消費者として個人予算を使ってサ ビスを購入する消費者主義がさらに推進 された.利用者にとっては,どのサービスを 利用するかという供給主体だけでなく,提供 されるサービスの内容についても選択が可 能となる.ケアの受け手に購買能力を持たせ, 競争をとおしてケアの質の保証を狙うケア の個人化は、「準市場化」の徹底といえる.

−方.PB をつうじて利用者に雇われる側 の労働者には何の規制もない(Glendinning 2012). 職業労働組合の報告書は「雇用者と しての責任を負わない社会的ケアの利用者 への十分な支援のないままでの DP の導入は, 労働者を脆弱な雇用のもとで危機にさらし ている」(TUC 2009: 25)と警告している. パーソナル・アシスタントの5分の2は,週 の労働時間が8時間以下であり短時間の労 働しかできないため,社会保険のカバーや病 気休暇など雇用上の権利が守られておらず, 曖昧な雇用上の地位におかれている.DP を 利用する高齢者が雇用者としての責任を果 たすことを避けるため,週8時間以下の就労 にとどめるようコントロールしている例も ある.また住み込みの24時間のケアの従事 者の多くが,移住労働者である(TUC 2009).

政府は、競争と選択がケアの質を高める、独立したサービス利用者が消費者のようケア市場でふるまい、雇用者にケアの質を保証することを求めているが、「介護労働力の計画、規制、教育について関心を払っていない」(Lewis 2014: 14)、「ケアは誰でもできる」という前提のもと、若年層や失業者がケア労働に入ることをすすめており、パーソナル・アシスタントは、熟練の自立した労働者ではなく、召使いdomestic servantに近い(Lewis 2014: 13)

近年,パーソナル・アシスタント以外の在 宅介護労働者の労働条件も厳しくなってい る.英国政府が2010年の国の緊縮財政プロ グラムによって予算を削減したことにより 地方自治体の 79%が民間事業者に支払う報 酬を凍結,もしくは減少させている(Lewis 2014) . イギリスで, 2009年~2010年1時 間あたりのホームヘルプの費用は自治体直 営で 30.85 ポンドに対し,民間委託で 15.10 ポンドであり,民間委託による低賃金労働を 増加させている (UKCHA 2012b). 公共サ ービス組合 UNISON の 2013 年の報告書「ケ アの時間」によれば,ケア労働者の賃金は調 査時の最低賃金(2011年10月~2012年9月) の 6.08 ポンドから 8 ポンドであり,6 割の労 働者は移動時間の賃金を支払われていない (UNISON 2013). 在宅ケアの5分の1が, 深夜, もしくは24時間介護であり,16%が時間外サービスであり,こうした労働は,在宅介護労働者の生活時間との調和を困難にしている(CSCI 2012:36). 利用者の重度化の一方で,41%の在宅介護労働者が,認知症や発作などの医療的ニーズを扱う専門的教育を受けていない(UNISON 2013).

さらに短時間のケアが増加し 73%のケアが 30 分以下の短時間のケアとなっている. 在宅ケア労働者のうち,79.1%が利用者宅にかけつけ,急いで立ち去り,次の利用者宅にかけこむ,といった働き方をしており,ケアワーカーの滞在時間が短いことが利用者や家族の不満の原因となっている.

このようにイギリスでは,第一に自治体直営から民間事業所への委託による賃金水準の低下,第二に,スポット契約による収入と労働の不安定化,第三に重度者への重点化と短時間化,第四に利用者による直接雇用の下で,「ケア労働の質」と労働力の再生産が脅かされている.

3)まとめ

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 2 件)

- 1)<u>山根純佳(</u>2017)「準市場における在宅介護労働の日英比較」『実践女子大学人間社会学部紀要』13,111-128. 査読無
- 2) 山根純佳, (2014)「介護保険下におけるホームヘルプ労働の変化―『業務化』する個別ケアの現場」日本労働社会学会年報第 25号特集論文, 3-21 頁. 査読無

[学会発表](計3件)

1) <u>Yamane, Sumika</u> (2014) "The Uneven Structure of Home Care Service Provision Between for-Profit and Non-Profit Organizations in a Quasi-Market System" RC19 session on "Marketization in Welfare State Policies and New Social Cleavage" at the ISA 2014 Conference, July 17, 2014

- 2) <u>山根純佳(2014)「介護系 NPO の独自サービスをめぐる戦略」社会政策学会第 128 回大会 自由論題 中央大学 2014 年 6 月 1 日</u>
- 3) 山根純佳(2013) 「介護労働の研究——介護保険下におけるホームヘルプ労働の変化」 日本労働社会学会第 25 回大会シンポジウム 東北福祉大学 2013 年 11 月 17 日

6.研究組織

(1)研究代表者

山根純佳 (YAMANE, Sumika) 実践女子大学・人間社会学部・准教授

研究者番号:80581636